水産流通適正化制度の届出内容変更（廃止）における必要書類

１　採捕事業者の届出に関する提出書類

　　届出事項の変更（採捕の事業の廃止を含む）があったとき。２週間以内に届出する。

（１）届出書【別記様式第２（法第３条第３項関係）】

（２）添付資料

① 漁業者（個人又は法人）が届出を行い、登録内容を変更する場合（代理届出を含む）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 添付資料 |
| 採捕する権限を証する書類（＊） | 漁業許可証の写し |
| 代理人（漁協、行政書士等）の場合 | 委任状（別紙様式） |

　　　　＊漁業権免許状、組合員行使権については県が確認し、不明な点がありましたら

　　　　　　 申請者（代理人）にご連絡します。

　　　　 ＊代理人（漁協以外）の場合は本人確認が必要となります。

② 漁協が届出を行い、登録内容を変更する場合

　添付資料はありません

２　取扱事業者の届出に関する提出資料

届出事項の変更（取扱事業の廃止を含む）があったとき。２週間以内に届出する。

（１）届出書【別記様式第１１（法第8条第２項関係）】

（２）添付資料

　① eMAFFで届出を行う場合

　　　添付資料はありません

② 書面で届出を行い、登録内容を変更する場合（代理届出を含む）

|  |  |
| --- | --- |
| 変更する事項に係る証明書 | 添付資料 |
| 氏名・住所を証する書類 | 【個人の方】 住民票等の写し  （注：マイナンバーの記載がないもの）  【法人の方】 定款及び登記事項証明書 |
| 代理人の場合 | 委任状（別紙様式） |

　　　　＊代理人の場合は本人確認が必要となります。